

# 消費税専用スーパー積金“楽々完納くん” の商品概要 1/2

★消費税納付に大変便利です。

★消費税納付に不足が生じた場合、「消費税特別融資制度」をご利用いただけます。

項目	内容
名称または愛称	消費税専用スーパー積金“楽々完納くん”
種類	乙種：掛込金額と期間を定め、毎月一定金額を積み立てる方式
ご利用になれる方	① 消費税を納付される法人および個人事業者のお客様 ② 納税準備預金を開設できるお客様
期間	6ヶ月以上1年以内＝納付時期と合わせることができます。
預入方法等	① 掛込方法：自動振替方式です。 ② 預入金額：契約金額を前年度納付額の50%以上とします。 ③ 預入単位：1万円以上1,000円単位
払戻方法	① 満期日以後、一括して給付契約金をお支払いします。 ② 契約期間満了後もしくは解約時に納税準備預金へ振替入金となります。
預入金利	① 適用利率： ➢ 固定金利。スーパー積金の毎日の店頭表示利率を適用します。 ➢ ご契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ② 利払い方法： ➢ 給付補填金は満期日以後、一括してお支払いします。 ③ 計算方法： ➢ 付利単位を100円とし、ご契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ➢ 満期日以後の利率は、解約日における普通預金利率を適用いたします。
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お受取利息について、以下の通りとなります。 ➢ 個人事業者のお客様＝20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)です。(マル優はご利用頂けません) ➢ 法人のお客様＝総合課税となります。
復興特別所得税	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人等のお客様の場合も源泉徴収されます。

# 消費税専用スーパー積金“楽々完納くん” の商品概要 2/2

項目	内容
手数料	-----
付加できる特約事項等	掛込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。但し、満期日を繰延べない場合には、証書に表示する約定利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息を差し引きます。
中途解約時のお取扱い	満期日前に解約される場合は、解約日における店頭表示の普通預金利率により利息相当額を計算し、掛込残高相当額(掛込元金)とともにお支払いいたします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 熊本県弁護士会紛争解決センター(9 時～17 時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話03-3517-5825)へ直接お申出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>① 消費税納付に不足が生じた場合、「消費税特別融資制度」をご利用いただけます。詳しくは窓口でお尋ね下さい。</p> <p>② 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 * 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

➢ご印章

➢ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等